

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和14年12月31日まで)

秋 本 運 第 4 0 8 号
令 和 4 年 5 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

運転免許事務取扱要綱の一部改正について（例規）

運転免許事務の取扱いについては、「運転免許事務取扱要綱の一部改正について(例規)」(令和4年3月28日付け秋本運第211号。以下「旧例規」という。)に基づき運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行に伴い、旧例規の一部を改正し、令和4年5月13日から、別添「運転免許事務取扱要綱」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、5月12日をもって廃止する。

別添

運転免許事務取扱要綱

第1 趣旨

本要綱は、別に定めるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく運転免許（以下「免許」という。）の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 法

道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。

2 令

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。

3 規則

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。

4 細則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）をいう。

5 証紙

秋田県収入証紙をいう。

6 手数料

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第117号）に定める道路交通法関係手数料をいう。

7 運転免許センター

秋田県警察本部交通部運転免許センターをいう。

8 運転免許センター長

秋田県警察本部交通部運転免許センター長をいう。

9 警察署

細則第2条第3項に規定する申請又は届出を取り扱う警察署をいう。

10 警察署長

細則第2条第3項に規定する申請又は届出を取り扱う警察署長をいう。

11 運転者管理システム

警察庁情報処理センターに設置する電子計算機と接続する秋田県警察に設置する電子計算機及びこれらを結ぶデータ伝送回線からなる自動車及び原動機付自転車の運転者に関する情報管理システムをいう。

12 免許証

規則第19条及び第19条の2に規定する運転免許証をいう。

13 写真撮影装置

運転免許センターで申請を受理した申請者を撮影する直接撮影機及び警察署で申請を受理した申請書に貼付された写真を撮影する複写撮影機からなる装置をいう。

14 免許証印刷装置

免許証を作成する印刷装置をいう。

15 追記装置

運転者管理システムに接続され、運転者管理システム及び免許証に内蔵した半導体集積回路（以下「ICチップ」という。）に登録された情報を書き換える装置をいう。

16 免許台帳ファイリング装置

秋田県公安委員会が受理した免許に関する申請書及び届出書の一部をファイルとして取り込み、データベース化した装置をいう。

第3 免許業務の処理方法

運転免許センターにおいて免許の申請を受理した場合は、原則として免許証を即日交付するものとし、警察署及び出張試験会場において免許の申請を受理した場合には、後日交付するものとする。

第4 免許の申請等の受理

運転免許センター及び警察署においては、次により免許の申請又は届出を受理するものとする。

1 運転免許センター

(1) 免許証更新申請

日曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時50分までとする。

(2) 免許証記載事項変更届出並びに免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除

日曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後4時までとする。

(3) 免許証再交付申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時までとする。

(4) 免許取消申請、運転経歴証明書交付申請、運転経歴証明書再交付申請、運転経歴証明書記載事項変更届出、国外運転免許証申請及び条件の付与の申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時までとする。

(5) 経由更新申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時50分までとする。

2 警察署

(1) 免許証更新申請、免許証再交付申請、免許取消申請、運転経歴証明書交付申請、運転経歴証明書再交付申請、運転経歴証明書記載事項変更届出及び条件の付与の申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (2) 免許証記載事項変更届出並びに免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除
月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後4時までとする。

第5 免許証の作成

運転免許センターにおいて作成する免許証は、自動車等の運転免許試験の合格によるもの（第一種運転免許又は第二種運転免許試験に合格し、法第90条の2第1項に規定する講習を受講すべき者が受講していない場合を除く。以下「新規免許」という。）、免許証の再交付申請、免許証の更新申請及び第14の4の(2)の免許証の取消申請によるものとし、作成要領は、次の各号に掲げるとおり処理するものとする。

- 1 申請書又は登録票に所要事項を記載し、運転者管理システムに登録すること。
なお、新規免許の免許証番号は運転者管理システムにより自動付加し、新規免許及び免許証の更新申請の照会番号は別表1「照会番号指定表」に基づき付加すること。
- 2 申請内容と運転者管理システムにより印字された登録内容を照合すること。
- 3 写真撮影装置により申請者を直接撮影し、免許証印刷装置により免許証を作成することを原則とするが、申請者から、持参した写真による免許証の作成の申し出があった場合は、申請書に持参した写真を貼付させ、複写撮影機により免許証を作成すること。
- 4 警察署から送付された申請書に基づき免許証を作成する場合は、申請書に貼付された写真を複写撮影して免許証印刷装置により作成すること。
- 5 免許証は次の区分により作成すること。
 - (1) 優良運転者については、免許証の有効期間欄を金色とする。
 - (2) 初めて免許を受けた者については、免許証の有効期間欄を黄緑色とする。
 - (3) 上記(1)、(2)以外の者については、免許証の有効期間欄を薄青色とする。
- 6 新規免許の免許証の備考欄に条件等を記載する必要がある場合にあっては別表2「免許証・運転経歴証明書備考欄の記載要領」（以下「別表2」という。）の2の(1)に基づき所要事項を、免許証の再交付申請者の場合にあっては免許証の備考欄に別表2の2の(2)により所要事項をそれぞれ記載して交付すること。

第6 免許証の交付

運転免許センター長は、作成した免許証のうち警察署で交付するものについては、運転免許証送付書（様式1）（以下「免許証送付書」という。）により申請を受理した警察署長に送付し、送付を受けた警察署長が当該申請者に交付するものとする。

第7 免許証の記載事項の変更届出の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 運転免許証記載事項変更届（様式2）（以下「記載事項変更届」という。）により受理すること。
- 2 変更の確認は、次の変更事項に応じて変更の事実を証明するものの提示又は提出を求めて行うこと。
 - (1) 本(国)籍、氏名又は生年月日
住民票（本籍（外国人にあっては、国籍）が記載されたもの。）の写し

(2) 住所

住民票の写し、個人番号カード、公共料金領収書、郵便物等、新しい住所を確かめるに足りるもの

(3) 届出者が住民基本台帳法の適用を受けない外国人等
旅券等

3 運転免許証記載事項変更届出受理簿（様式3）に所要事項を記載すること。

4 免許証については、変更届出年月日及び変更に係る事項を追記装置により運転者管理システムに登録し、併せてICチップへ記録すること。

なお、生年月日の変更の届出があった場合は、免許証を再作成することから、警察署長は、当該届出者に顔写真を提出させること。

5 免許証の備考欄に別表2の2の(3)に基づき所要事項を記載し、届出者に交付すること。

6 警察署長は、記載事項変更届に申請書等送付書（様式4）（以下「申請書等送付書」という。）を添えて、運転免許センター長に送付すること。

第8 免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除

運転免許センター長及び警察署長は、免許証の暗証番号を忘れた者からの暗証番号の照会及び免許証の暗証番号の入力を誤りICチップの記録内容を確認できなくなった者からの暗証番号の閉塞解除の依頼があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 暗証番号照会

(1) 暗証番号照会・閉塞解除依頼書（様式5）により受理し、免許証及びICチップの記録内容により本人確認を行うこと。

(2) 運転免許センター長は、当該免許証が秋田県公安委員会の発行した免許証であるときは、運転者管理システムにより暗証番号を照会し、他の都道府県公安委員会の発行した免許証であるときは、当該公安委員会に照会し、口頭で回答すること。

なお、警察署長は、運転免許センター長に照会の上、口頭で回答すること。

2 閉塞解除依頼

(1) 前記1の(1)の規定に準じ、受理すること。

(2) 追記装置により暗証番号の閉塞を解除すること。

第9 免許証の再交付申請の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第94条第2項の規定による免許証の再交付申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転免許証再交付申請書（様式6）（以下「再交付申請書」という。）により申請を受理すること。

なお、亡失及び滅失以外の理由による申請の場合は、当該免許証を提出させ、所要事項を返納免許証受理簿（様式22）に記載の上、枚数及び廃棄処分の状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

2 再交付申請書の暗証番号欄に記載をしない申請者に対しては、暗証番号の必要性についての説明を行い、設定するように促すこと。

なお、当該説明によっても暗証番号を設定しない申請者には、運転免許証の暗証番

号に関する誓約書（様式7）の提出を求めること。

- 3 本籍、住所、氏名及び生年月日に係る記載事項の変更がある場合は、再交付申請書に記載させることにより変更の届出を行わせること。

なお、変更の確認は、第7の2の規定を準用すること。

- 4 申請者の本人確認は、次の要領によること。ただし、亡失及び滅失以外の申請で当該申請に係る運転免許証により申請者の本人確認ができる場合を除く。

(1) 運転免許センターで受理した場合

ア 運転者管理システムにより申請者に係る免許照会を実施するとともに、申請者から個人番号カード、旅券、社員証、学生証等の提示を受けること。

イ 再交付申請書に貼付された顔写真及び免許台帳ファイリング装置から出力された申請者に係る免許台帳の顔写真により、申請者本人と照合すること。

ウ 再交付申請書の記載内容について不審点がないか精査するとともに、申請者本人しか知り得ないと思われる事項を質問すること。

(2) 警察署で受理した場合

前記(1)の規定を準用すること。この場合において、免許台帳ファイリング装置から出力される申請者に係る免許台帳を運転免許センター長に要求すること。

なお、免許台帳要求時の照会要領については、第20の3のとおりとする。

- 5 警察署長は、運転免許証再交付申請受理簿（様式8）に所要事項を記載するとともに、再交付申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

- 6 運転免許センター長は、申請者に免許証を交付する際、再交付申請書裏面の受領欄に日時及び氏名を記載させること。また、警察署長は、申請者に免許証を交付する際、免許証送付書に記名を求め、交付の状況を明らかにしておくこと。

7 再交付免許証不正取得容疑者の調査

- (1) 運転免許センター長は、次により再交付免許証の不正取得及び返納義務違反の疑いがある者（以下「不正取得容疑者」という。）を発見した場合は、再交付免許証不正取得容疑者通知書（様式9）（以下「不正取得通知書」という。）を作成し、当該不正取得容疑者の住所地を管轄する警察署長に送付するものとする。

ア 運転者管理システムへの違反登録及び事故登録

イ 再交付申請に係る免許証の亡失等の状況に関する不審の確認

- (2) 警察署長は、不正取得通知書を受理した場合は、所要の調査又は捜査を行うものとする。

第10 免許証の更新申請の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 運転免許センター長は、運転免許証更新申請書・更新時講習受講申請書（以下「更新申請書」という。）（様式10-1）により、警察署長は、更新申請書（様式10-2）により受理すること。

- 2 更新申請時の免許証（以下「旧免許証」という。）について、免許の効力が停止されている場合及び再交付申請を伴う場合は、更新申請書（様式10-3）により受理し、次のとおり処理すること。

(1) 免許の効力が停止されている場合は、運転免許停止処分書を確認し、更新申請書（様式10-3）の左上に「停止処分中」と記載の上、第9の4の規定を準用し、申請者を確認すること（運転免許センター長は、更新申請書（様式10-3）に貼付された顔写真による照合を除く。）。

(2) 再交付申請を伴う場合は、更新申請書（様式10-3）の左上に「再交付申請同時」と記載の上、第9の4の規定を準用し、申請者を確認すること。

3 本籍、住所、氏名及び生年月日に係る記載事項の変更がある場合は、更新申請書（様式10-1、10-2、10-3）（以下「更新申請書（全様式）」という。）の記載事項変更欄に記載させること。

なお、変更の確認については、第7の2の規定を準用すること。

4 更新申請書（全様式）の暗証番号欄に記載をしない申請者に対しては、第9の2の規定を準用すること。

5 申請者に対し適性検査を行い、その結果を更新申請書（全様式）の適性検査結果欄に記載すること。また、新たに運動能力に係る検査が必要な場合は、運転免許センターにおいて検査を実施し、適性検査実施結果報告書（様式11）により処理結果を明らかにしておくこと。

6 警察署長は、適性検査に合格した者の旧免許証の備考欄に、別表2の2の(5)に基づき所要事項を記載し、更新手続き中に有効期間が満了する場合は、当該有効期間を延長して交付すること。

7 警察署長は、照会番号を別表1「照会番号指定表」に基づき付加し、更新申請受理簿（様式12）に記載の上、当該申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

8 警察署長は、申請者が有効期間が満了する日までに更新時講習を受講することができずに失効した場合は、運転免許センター長に速報し、失効免許証処理簿（様式13）に記載してその処理結果を明らかにしておくとともに、当該免許証を運転免許センター長に送付すること。

9 更新後の免許証（以下「更新免許証」という。）の交付は旧免許証と引換えに行い、返納された旧免許証は、運転免許センター及び警察署において確実に廃棄処分すること。ただし、申請者が旧免許証の返還を希望する場合は、当該免許証の下隅2箇所（以下「所定の位置」という。）にさん孔処置を施した上で返還すること。

なお、返納された旧免許証の枚数及び廃棄処分の状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

10 運転免許センター長は、運転者管理システムの障害、災害等の影響により即日交付ができない場合、有効期間の満了日が迫っている更新申請者については、更新申請を受理した上で、旧免許証の備考欄に別表2の2の(5)に基づき所要事項を記載して、有効期間を延長すること。

第11 更新連絡書等の発送停止等の措置

免許証を有する者が交通事故等により死亡した場合等において、当該死亡者に対する法第101条第3項の規定に基づく更新連絡書等の発送を停止するため、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転免許センター長への通報

警察署長は、次に掲げる更新連絡書等の発送停止対象者（以下「対象者」という。）を取り扱った場合は、対象者の人定事項等を死亡者通報連絡書（様式15）に記載し、運転免許センター長に送付すること。

- (1) 交通事故、交通事故以外の過失事故、殺人事件又は傷害致死事件等により死亡した者で、警察において死亡確認がなされたことを遺族が承知しているもの
- (2) 免許証を有する者の死亡について、遺族等から情報の提供があった者で身元確認が確実にできたもの

2 対象者の登録

運転免許センター長は、前記1の通報を受理した場合は、運転者管理システムに対象者に係るデータを登録すること。

3 他都道府県警察への通報

運転免許センター長は、前記1により通報された対象者の住所地が他の都道府県にある場合は、速やかに所定の様式により当該都道府県警察の運転免許事務担当課に通報すること。

4 他都道府県警察からの通報

運転免許センター長は、他の都道府県警察から対象者に関する通報を受理した場合は、前記2の措置を講ずること。

5 返納された免許証の処置

- (1) 運転免許センター長及び警察署長は、対象者の遺族等から対象者の免許証を返納された場合は、当該所属において確実に廃棄処分すること。ただし、対象者の遺族等が当該免許証の返還を希望する場合は、所定の位置にさん孔処理を施した上で返還すること。
- (2) 運転免許センター長及び警察署長は、返納された免許証の枚数及び廃棄処分の状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

第12 経由更新申請の受理

運転免許センター長は、法第101条の2の2の規定による免許証の更新の申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 秋田県公安委員会を経由する更新申請

- (1) 住所地が秋田県以外である申請者から申請があった場合は、運転免許証更新・更新時講習受講申請書（経由申請用）（様式16-1）及び適性検査結果通知書・更新時講習済通知書（様式16-2）により受理すること。
- (2) 申請者が、更新連絡書を持参しなかった場合は、運転者管理システムにより優良運転者であることを確認すること。
- (3) 適性検査を実施した結果が合格基準に達していない場合は、住所地を管轄する公安委員会から改めて適性検査を受けるよう通知がなされることなど、その後の手続について教示すること。
- (4) 更新時講習（優良運転者講習）の受講を申し出た場合は、これを受講させること。
- (5) 旧免許証の備考欄に別表2の2の(6)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付

すること。

- (6) 経由更新申請送付取扱簿（様式16-3）に所要事項を記載すること。また、運転免許証更新・更新時講習受講申請書（経由申請用）（様式16-1）及び適性検査結果通知書・更新時講習済通知書（様式16-2）を、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に運転免許経由更新申請関係書類等送付書（様式16-4）を添えて送付すること。

2 秋田県以外の公安委員会を経由する更新申請

- (1) 他の都道府県公安委員会から運転免許証更新申請書及び適性検査結果通知書・更新時講習済通知書が送付されたときは、経由更新申請受理取扱簿（様式16-5）に所要事項を記載すること。
- (2) 適性検査結果通知書に基づき、適性検査の合否を決定すること。ただし、適性検査結果通知書で適性検査の合否を判断できないときは、法第101条の2の2第5項の規定に基づき適性検査を実施すること。この場合において、申請者に対し封書により適性検査実施通知書（様式16-6）を送付し、改めて適性検査を行い、更新の可否を判断すること。

なお、実施結果については経由更新申請適性検査取扱簿（様式16-7）に記載すること。

- (3) 経由更新申請の交付年月日は、他の都道府県公安委員会から送付された適性検査結果通知書等により、当該申請に支障がないと認めた日とすること。

第13 臨時適性検査の実施

運転免許センター長及び警察署長は、法第102条第5項の規定による適性検査を行ったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 適性検査は、規則第23条の規定に基づき実施し、適性検査実施結果報告書（様式11）により処理結果を明らかにしておくこと。
- 2 警察署において実施する適性検査は、視力、色彩識別能力、深視力及び聴力とし、運動能力の検査については、運転免許センターにおいて実施すること。
- 3 適性検査の結果、免許に条件を付すなどの必要がある場合は、免許証の備考欄に別表2の2の(7)により記載し、交付すること。

なお、免許証にあっては、追記装置によりICチップへ条件変更の記録を行うこと。

- 4 警察署長は、当該報告書を運転免許センター長に送付すること。

第14 免許の申請による取消しの受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第104条の4第1項の規定による運転免許の申請による取消し（以下「申請取消」という。）、同条第3項により同条第1項後段の申出に係る免許を与える場合の申請（以下「申出免許申請」という。）があったとき及び法第107条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 申請取消は、運転免許取消申請書（様式17）（以下「取消申請書」という。）により受理すること。
- 2 申請者が令第39条の2の3に掲げる事由に該当しないことを確認すること。また、申請者の意思を確認するとともに、申請取消後に再度免許の申請を行う場合には、運

転免許試験の免除等の措置はとられない旨を説明すること。

3 免許証の更新又は免許証の再交付申請時に併せて、申請取消及び申出免許申請があったときは、これを受理すること。

4 申請取消に係る免許証の取扱いについては、次のとおりとすること。

(1) 全ての免許を申請取消しする場合

ア 規則第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書（以下「取消通知書」という。）を交付した後、取消しに係る免許証を返納させること。

なお、返納された免許証は、運転免許センター及び警察署において確実に廃棄処分すること。ただし、申請者が返納した免許証の返還を希望する場合には、所定の位置にさん孔処置を施した上で返還すること。

イ 免許証を亡失した者から申請があった場合は、第9の4の規定を準用し、申請者を確認すること。また、再交付申請書裏面の運転免許証亡失・滅失・盗難てん末書欄を記載させること。

(2) 一部の免許を取り消し、新たな免許証を交付する場合

ア 法第104条の4第1項の規定により、申出免許申請を受理し、新たな免許を交付する場合は、運転免許センターにおいては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証を返納させ（返還希望がある場合は、前記(1)のアに準ずる。）、新たな免許証を交付すること。また、警察署においては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証の備考欄に別表2の2の(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。

なお、申出免許申請により免許証を交付する場合は、免許証交付手数料（他の種類の免許を併記する場合は併記分の手数料を加えた額）（以下「交付手数料」という。）を徴収すること。

イ 法第107条第2項の規定により、申請取消しされた者がなお他の種類の免許を受けており、当該他の種類に係る免許証を交付する場合は、運転免許センターにおいては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証を返納させ（返還希望がある場合は、前記(1)のアに準ずる。）、新たな免許証を交付すること。また、警察署においては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証の備考欄に別表2の2の(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。

なお、法第107条第2項の規定により免許証を交付する場合は、交付手数料を徴収することができない。

(3) 返納された取消しに係る免許証については、返納免許証受理簿（様式22）に所要事項を記載すること。また、運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に枚数及び廃棄処分の状況を記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

5 警察署長は、取消申請書に申請書送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

第15 運転経歴証明書の交付申請、記載事項変更届出、再交付申請及び返納の受理

運転免許センター長及び警察署長は、第14の4の(1)により処理した申請者（以下「免許返納者」という。）及び免許証の更新を受けなかった者（以下「免許失効者」という。）

から法第104条の4第5項による運転経歴証明書の交付の申請、規則第30条の12第1項による記載事項変更の届出、規則第30条の13第1項による再交付の申請及び規則第30条の14による返納があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転経歴証明書の交付の申請があったときは、次のとおりとすること。

(1) 運転経歴証明書交付申請書（細則様式第18号の2）（以下「経歴交付申請書」という。）により申請を受理すること。

(2) 免許返納者は申請取消後、免許失効者は失効後いずれも5年以内であることを確認すること。また、免許失効者から申請があったときは、法第105条第2項及び令第39条の2の5に掲げる事由に該当しないことを確認すること。

なお、運転経歴証明書の交付後に再度免許の申請を行う場合には、運転免許試験の免除等の措置はとられない旨を説明すること。

(3) 免許返納者及び免許失効者の免許証の記載事項から変更がある場合は、経歴交付申請書の記載内容変更欄に記載させること。

なお、変更の確認は、第7の2の規定を準用すること。

(4) 申請者の本人確認は、第9の4の規定を準用すること。

(5) 警察署長は、運転経歴証明取扱簿（様式18-1）に所要事項を記載し、経歴交付申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

(6) 運転免許センター長は、作成した運転経歴証明書に運転経歴証明書送付書（様式18-2）（以下「経歴証明書送付書」という。）を添えて、警察署長に送付すること。

2 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出があったときは、次のとおりとすること。

(1) 運転経歴証明書記載事項変更届（細則様式第18号の3）（以下「経歴記載事項変更届」という。）により受理すること。

(2) 変更に係る確認は、第7の2の規定を準用すること。

(3) 運転経歴証明書記載事項変更届出受理簿（様式18-3）に所要事項を記載すること。

(4) 運転経歴証明書の備考欄に別表2の2の(4)に基づき所要事項を記載し、届出者に交付すること。

(5) 警察署長は、経歴記載事項変更届に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。

3 運転経歴証明書の再交付の申請があったとき及び平成24年4月1日より前に発行された運転経歴証明書から現行の運転経歴証明書への切替申請があったときは、次のとおりとすること。

(1) 運転経歴証明書再交付申請書（細則様式第18号の4）（以下「経歴再交付申請書」という。）により申請を受理すること。

なお、亡失及び滅失以外の理由による申請の場合は、当該運転経歴証明書を提出させ、所要事項を返納運転経歴証明書受理簿（様式18-5）に記載の上、枚数及び廃棄処分状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

(2) 住所、氏名、及び生年月日に変更がある場合は、経歴再交付申請書に記載させることにより、変更の届出を行わせること。

なお、変更の確認は、第7の2の規定を準用すること。

- (3) 申請者の本人確認は、第9の4の規定を準用すること。
 - (4) 警察署長は、運転経歴証明書再交付申請受理簿（様式18-4）に所要事項を記載し、経歴再交付申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。
 - (5) 運転免許センター長は、運転経歴証明書を交付する際、経歴再交付申請書裏面の受領欄に日時及び氏名を記載させること。また、警察署長は、運転経歴証明書を交付する際、経歴証明書送付書に記名を求め、交付の状況を明らかにしておくこと。
- 4 運転免許センター長及び警察署長は、運転経歴証明書を有する者が新たに免許を受けたとき、又は亡失したことを理由として運転経歴証明書の再交付を受けた者が、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、当該運転経歴証明書を返納させ、所要事項を返納運転経歴証明書受理簿（様式18-5）に記載すること。また、枚数及び廃棄処分状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

第16 国外運転免許証の交付申請の受理

運転免許センター長は、法第107条の7第1項に規定する国外運転免許証（以下「国外免許証」という。）の交付の申請があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 国外運転免許証交付申請書（様式19-1）（以下「国外免許申請書」という。）により受理すること。
- 2 旅券等により申請者が外国に渡航する者であることを確認し、運転者管理システムにより申請者に係る免許照会を実施すること。また、国外運転免許証交付簿（様式19-2）（以下「国外免許交付簿」という。）に所要事項を記載すること。
- 3 免許証の備考欄に別表2の2の(9)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付すること。
- 4 国外免許証を申請者に交付する際は、国外免許交付申請書の受領確認欄に日時及び氏名を記載させること。また、国外免許証の有効期間が満了したときは、運転免許センター又は最寄りの警察署に速やかに返納しなければならない旨を教示すること。
- 5 警察署長は、返納された国外免許証を受理したときは、運転免許センター長に送付すること。
- 6 運転免許センター長は、返納された国外免許証を受理したときは、国外免許交付簿に返納月日等を記載して、速やかに当該国外免許証を廃棄処分すること。

第17 申請による免許の条件の付与の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第91条の2第1項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定するなどの条件（以下「サポートカー限定条件」という。）の付与の申請があったとき及び同条第2項の規定により条件を付す場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 サポートカー限定条件の付与の申請の受理は、運転免許条件申請書（様式20-1）（以下「免許条件申請書」という。）により行うこと。
- 2 規則第18条の6第1項に規定されるサポートカー限定条件で運転することができる

車両（以下「対象車両」という。）であることを、警察庁ホームページに掲載されているメーカー別対象車両一覧表により確認すること。

- 3 申請者が令第33条の6各号に掲げる事由に該当しないことを確認すること。また、申請者の意思を確認するとともに、当該条件の付与を受けた後は、対象車両以外の普通自動車を運転できなくなる旨、運転した場合は免許条件違反となる旨、当該条件の解除を希望する場合は公安委員会による審査を受ける必要がある旨を説明すること。
- 4 サポートカー限定条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を限定する条件に限られていることから、普通免許の上位免許を保有している場合は、申請取消しを行った上で普通免許に条件を付与すること。

なお、申請取消しについては、第14の規定を準用すること。

- 5 運転免許センター長及び警察署長は、申請取消しを行わずに当該条件を付与する場合は、免許証の備考欄に別表2の2の(7)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付すること。また、申請取消しを行う場合は、運転免許センターにおいては新たな免許証を交付することとし、警察署においては免許証の備考欄に別表2の2の(7)及び(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。
- 6 手数料の取扱いについては次のとおりとすること。

- (1) 申請取消しを行わずに免許証備考欄に条件を記載する場合は、手数料が不要であるが、同時に再交付を申請する場合は、再交付手数料を徴収すること。
- (2) 申請取消しを行う場合のうち、第14の4の(2)のアの、申出免許申請により新たに普通免許を交付する場合は、交付手数料を徴収すること。
- (3) 申請取消しを行う場合のうち、第14の4の(2)のイの、取り消してもなお普通免許が残る場合は、交付手数料を徴収することができない。
- (4) 上記1の申請を免許証の再交付又は更新の機会に受理する場合は、再交付手数料又は更新手数料のみを徴収し、交付手数料は徴収しないこと。

- 7 警察署長は、所要事項を条件申請受理簿（様式第20-2）に記載し、免許条件申請書に申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

第18 証紙の送付

警察署長は、免許の申請に係る手数料として徴収した証紙納付書に証紙送付書（様式21）を添えて、運転免許センター長に送付すること。

第19 誤記免許証の取扱い

- 1 運転免許センター長及び警察署長は、免許証の交付に当たり、申請者に当該免許証の写真及び記載内容を十分に確認させ、写真の色抜け等又は記載内容に誤りがある免許証（以下「誤記免許証」という。）である旨の申出があった場合は、別表3に基づき処理すること。
- 2 運転免許センター長は、当該申出の都度、誤記免許証の取扱状況を誤記免許証処分取扱簿（様式22）に記載し、当該免許証にさん孔処理を施した上で、速やかに廃棄処分すること。

第20 免許証の返納等

運転免許センター長及び警察署長は、法第107条第1項第2号又は第3号に規定する免許証の返納を受けたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 運転者管理システム等により、返納された免許証が失効又は再交付後の発見であることを確認すること。
- 2 返納免許証受理簿（様式23）及び運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式14）に、所要事項を記載し、速やかに返納された免許証を廃棄処分すること。

第21 免許台帳ファイリング装置の取扱い

運転免許センター長は、免許台帳ファイリング装置による免許台帳の出力に際しては、次に掲げるところにより処理するものとする。

1 照会ができる事由

- (1) 免許証又は運転経歴証明書の再交付申請を受理した場合
- (2) 免許証又は運転経歴証明書の申請及び届出受理時に、身元確認が必要と判断される場合
- (3) 免許証又は運転経歴証明書の記載内容を確認する場合
- (4) 免許台帳ファイリング装置に係る試験及び保守点検を行う場合
- (5) 法令及び条例に基づく照会を受理した場合

2 免許台帳照会時の取扱い

- (1) 運転免許センター長は、照会した履歴が自動的に記載されるファイリング照会状況一覧（様式24）（以下「照会状況一覧」という。）を業務終了後に印刷し、照会の内容について当該照会者に対して事実確認を行うとともに、確認印を押印させること。
- (2) 運転免許センター長は、前記1の(1)から(4)による照会時に出力した免許台帳について用済み後、速やかに廃棄すること。

3 警察署において、再交付申請、免許証の更新申請、免許の申請取消及び運転経歴証明書の交付申請のうち、身元確認が必要とされる申請（以下「再交付申請等」という。）を受理した際の照会要領は、次のとおりとすること。

- (1) 警察署長は、再交付申請等を受理した場合は、申請者の氏名、生年月日及び性別を電話により運転免許センター長に照会すること。
- (2) 運転免許センター長は、運転者管理システムの免許照会を行い、ファイリング装置により、申請者の免許台帳を出力すること。この場合、出力された免許台帳が、印刷及び端末上でコピーができないように措置を講じた上で、当該申請を受理した警察署設置の追記装置上で閲覧できるようにデータを掲載すること。
- (3) 運転免許センター長は、照会担当者の所属及び氏名を、照会状況一覧の備考欄に記載すること。
- (4) 運転免許センター長は、照会を受けた日の業務終了時に、当該免許台帳データを削除し、照会状況一覧に削除した旨を記載すること。
- (5) 免許センター長は、警察署長から再交付申請等に係る書類が送付される都度、再交付申請等以外の照会がないことを、照会状況一覧により確認すること。

別表 1

照会番号指定表

1 免許証に表示する交付年月日及び照会番号は、次によるものとする。

- (1) 免許証の交付年月日は申請書を受理した日、新規免許の免許証の交付年月日は運転免許試験に合格した日とする。また、出張試験における新規免許の免許証の交付年月日は免許証を交付する日とし、照会番号は指定照会番号とする。
- (2) 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更して転入した者については、当該免許証に付されている照会番号とする。

なお、運転免許センターにおける新規免許及び更新申請の免許証の照会番号は、運転者管理システムにより自動付加、出張試験による新規免許及び各警察署での更新申請の免許証の照会番号は、手作業により付加する。

所属	指 定 照 会 番 号	
	新規(失効・併記)	更新
運転免許センター	00001～01000	02001～04000
	出張試験	経由申請
	01001～02000	08801～09000
鹿角警察署		05001～05200
大館警察署		05201～05400
北秋田警察署		05401～05600
能代警察署		05801～06000
二ツ井交番		08501～08600
五城目警察署		06001～06200
男鹿警察署		06201～06400
秋田臨港警察署		
秋田中央警察署		
秋田東警察署		
由利本荘警察署		06801～07000
矢島幹部交番		07001～07200
にかほ幹部交番		07201～07400
大仙警察署		07401～07600
美郷交番		08601～08700
仙北警察署		07601～07800
横手警察署		07801～08000
増田幹部交番		08001～08200
湯沢警察署		08201～08400
羽後交番		08701～08800

2 運転経歴証明書に表示する交付年月日及び照会番号は、次によるものとする。

- (1) 運転経歴証明書の交付年月日は新規又は再交付の申請書を受理した日とし、照会番号は指定照会番号とする。
- (2) 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更して転入した者については、当該運転経歴証明書に付されている照会番号とする。

所属	指 定 照 会 番 号	
	新規	再交付
運転免許センター	免許センター受理 11001～12000	免許センター受理 12001～13000
	警察署受理 15001～17000	警察署受理 13001～14000

別表 2

免許証・運転経歴証明書備考欄の記載要領

1 記載上の注意事項

- (1) 備考欄の記載は、ボールペン又はゴム印を用い、かい書で明瞭に記載すること。
- (2) 備考欄の記載事項を抹消する場合は、2線です消しし、秋田県公安委員会の公印に関する規則（昭和34年秋田県公安委員会規則第6号）第1条に規定する秋田県公安委員会印（運転免許用）を押印すること。

2 記載要領

(1) 新規免許の免許証の場合（最下段に記載）

標記事由	記載要領
初心運転者標識の表示義務を免除する者	初心者標識免除 秋田公委
	初心者標識免除(準中・普通) 秋田公委
	初心者標識免除(普通) 秋田公委
新たに大型・普通自動二輪を取得した者に免許を交付する場合、免許の取得日を記載	大自二・ 年 月 日 秋田公委
	普自二・ 年 月 日 秋田公委
大型・普通自動二輪に係る交付日において過去の免許期間又は外国免許期間が通算できる者で、通算の経歴が3年(1095日)未満の場合について免許歴を記載	大自二・ 年 月 日(免許歴 日) 秋田公委
	普自二・ 年 月 日(免許歴 日) 秋田公委
普通又は大型特殊を取得後に準中型免許を取得した者に免許を交付する場合、普通免許の免許期間が2年未満の場合について免許の取得日を記載	準中型・ 年 月 日 秋田公委

(2) 再交付の場合（最下段に記載）

標記対象者	記載要領
免許証・経歴証明書を再交付した場合	年 月 日 再交付 秋田公委

(3) 記載事項変更の場合

標記事由	記載要領
住所を変更した場合	年 月 日 新住所 ○○○○○○ 秋田公委
本籍を変更した場合	年 月 日 本籍変更 秋田公委
氏名を変更した場合	年 月 日 新氏名 ○○○○○○ 秋田公委
生年月日を変更した場合 (免許証を再作成するため、後 日交付するまでの間)	年 月 日 生年月日 年 月 日 秋田公委 有効年月日 年 月 日 秋田公委 (ICチップに記録しない。)

(4) 記載事項変更の場合 (経歴証明書の場合)

標記事由	記載要領
住所を変更した場合	年 月 日 新住所 ○○○○○○ 秋田公委
氏名を変更した場合	年 月 日 新氏名 ○○○○○○ 秋田公委
生年月日を変更した場合	年 月 日 生年月日 年 月 日 秋田公委

(5) 更新の場合

標記事由	記載要領
免許証を更新した場合 (非即日交付の場合)	<div style="text-align: center;">更 新 申 請 中</div> <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">まで有効 ・ 秋田公委</div> <div style="text-align: center;">受理 年 月 日</div>

(6) 経由更新申請の場合

標記事由	記載要領
秋田県公安委員会を経由する申請 の場合	<div style="text-align: center;">経由更新申請中 この免許証は 新たな免許証と引換えに住所地 公安委員会に提出してくださ い。</div> <div style="text-align: center;">年 月 日 秋田公委</div>

(7) 条件の解除、変更又は付加の場合（最下段に記載）

条件区分	記載要領
眼鏡等、補聴器及び身障者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条件を解除した場合 年 月 日○○○条件解除 秋田公委 ○ 条件を変更した場合 年 月 日○○○条件変更 新条件 ○○○○○○ 秋田公委 ○ 条件を付与した場合 年 月 日 条件付与 条件 ○○○○○○ 秋田公委
申請によるサポートカー限定条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条件を付与した場合 年 月 日 条件付与 普通車はサポートカーに限る秋田公委

(8) 申請による取消しの場合

標記事由	記載要領																				
申出免許等に係る免許証を交付した場合 (非即日交付の場合)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">申請取消手続中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有効免許</td> <td style="text-align: center;">○○</td> <td style="text-align: center;">○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">有効</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">秋田公委</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受理</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	申請取消手続中				有効免許	○○	○○		年	月	日まで		有効			秋田公委	受理	年	月	日
申請取消手続中																					
有効免許	○○	○○																			
年	月	日まで																			
有効			秋田公委																		
受理	年	月	日																		

(9) 国外運転免許証の交付の場合（最下段に記載）

標記事由	記載要領
国外運転免許証を交付した場合	年 月 日国外免許証発給済 秋田公委

別表 3

誤記免許証の取扱要領

事由		取扱要領
運転免許センターでの交付時に誤記免許証の申出があった場合		運転免許センター長は、申請者の免許データを修正登録し、新たに免許証を作成の上、当該申請者に交付する。
警察署での交付時に誤記免許証の申出があった場合	再交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者からの申出状況について運転免許センター長に速報するとともに、当該免許証の備考欄に別表2の2の(3)、(4)又は(7)の要領により修正事項を記載した上で、当該免許証を申請者に交付する。 2 運転免許センター長は、申請者の免許データを修正登録し、免許証を作成の上、警察署長に送付する。 3 警察署長は、送付された新たな免許証を誤記免許証と引換えに申請者に交付する。
	更新申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者からの申出の状況について運転免許センター長に速報するとともに、当該免許証を運転免許センター長に返送する。この場合において、更新前の免許証の有効期限を延長する必要がある場合は、更新前の免許証の裏面に記載した有効期限を修正し、訂正印を押印すること。 2 運転免許センター長は、申請者の免許データを修正登録し、免許証を作成の上、警察署長に送付する。 3 警察署長は、送付された新たな免許証を更新前の免許証と引換えに当該申請者に交付する。 4 免許証の交付後に誤記免許証の申出があった場合の取扱いは、上記再交付申請時における申出の取扱いと同様とする。

県内	住所	氏名	住+氏	本籍	本+住	本+氏	本+住+氏	県外	住所	住+氏	本+住	本+住+氏	生年月日
	51	52	53	54	55	56	57		A1	A3	A5	A7	50

運転免許証記載事項変更届

秋田県公安委員会 様

届出日	年 月 日
生年月日	明治 大正 昭和 平成
	年 月 日

変更した事項	フリガナ	
	氏名	
	本(国)籍	
	住所	秋田県
	電話番号	自宅又は携帯 — —

※太線の枠内を記載してください。

折り曲げないでください。

「 免許証の写し 」

登録年月日		登録番号		受理	
色区分	金 青 緑			受理番号	
登録事由	1 2 3 4 5 6 7 8 T S				

呼び名												
氏名											年 月 日生	
本籍												
住所												
交付	年 月 日											
免許の条件等												
番号	第						号					
二小原	年	月	日	種								
その他	年	月	日	類								
二種	年	月	日									

運 転 免 許 セ ン タ ー 長 殿

警 察 署 長

取扱者	
-----	--

申 請 書 等 送 付 書

免許関係申請書等を下記のとおり送付します。
記

区分		受理番号	件数	免許証受領日	備考
更新申請書 (署分)		～		月 日 月 日 月 日	講習日 月 日 月 日 月 日
更新申請書 (交番分)		～			講習日 月 日 日
再 交 付 申 請 書	免許証	～			
	経歴証明書	～			
記 載 事 項 変 更	免 許 証	県外転入	～		更新・再交付と同時を除く
		県内	～		更新・再交付と同時を除く
	経 歴 証 明 書	県外転入	～		新規・再交付と同時を除く
		県内	～		新規・再交付と同時を除く
そ の 他	氏名(漢字)修正		免許証 件	・	経歴証明書 件
	生年月日修正		免許証 件	・	経歴証明書 件
運転経歴証明書申請					
運転免許取消申請書					
運転免許条件申請書					

暗証番号照会・閉塞解除依頼書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

私が保有する運転免許証について、次のとおり照会・依頼します。

氏 名

依頼項目

暗証番号照会

閉塞解除依頼

「
免許証の写し
」

暗証番号 照会先	
回答者	

担当者	
-----	--

運転免許証亡失・滅失・盗難てん末書

秋田県公安委員会 様

年 月 日

※太線の枠内及び裏面を記載してください。
折り曲げないでください。

住所	秋田県					
氏名		生年月日	明治 昭和	大正 平成		年 月 日
亡失・滅失 年月日時	年 月 日	午前・午後	時頃から			
	年 月 日	午前・午後	時頃までの間			
亡失・滅失の 場所(区間等)						
亡失・滅失 盗難の状況						
警察署への 届出	届出	有・無	届出 年月日	年 月 日	届出先	
過去3か月 以内の違反等	違反名 ()			人身事故歴	回	
過去1年以内 の再交付回数	0回	1回	2回	3回	4回以上	
<p>再交付の理由については、記載の事実間違いありません。 なお、私は、運転免許証を2通持つことが禁止されていることや、旧運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>						
担当者						
<p>再交付の運転免許証を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・後 時 分</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>						

運転免許証の暗証番号に関する誓約書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 様

私は、ICチップに内蔵された運転免許証の情報を保護するため、暗証番号を決める必要がある旨を承知していますが、私の運転免許証に暗証番号を設定しません。

このことで、ICチップに記録された情報を無断で第三者に読み取られることなどにより私に不利益が生じても異議はありません。

住 所

氏 名

秋本運第 年 月 日 号

殿

運転免許センター長

再交付免許証不正取得容疑者通知書																					
容疑者	氏名											生年月日	年 月 日生								
	住所																				
免許証	公委	年 月 日										県 公安委員会交付									
	有効年月日	年 月 日																			
	免許証番号													照会番号							
	免許証の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	仮免許	大 型	中 型	普 通	
再交付歴	年 月 日										亡・滅・汚・破 再交付記号										
行政処分歴	年 月 日										停止 日 (日)										
	年 月 日										停止 日 (日)										
違反	日時	年 月 日										午前・午後 時 分									
	場所																				
	車両	車種										登録番号									
処分失効	年 月 日										停止 日 (日) 取消 年										
容疑の端緒	<input type="checkbox"/> 電算通報 ()						<input type="checkbox"/> 処分時亡失 ()						<input type="checkbox"/> その他 ()								
参考事項																					

資料 区分	更新 36	特更 32	県 内	住所 51	氏名 52	住+氏 53	本籍 54	本+住 55	本+氏 56	本+住+氏 57	県 外	住所 A1	住+氏 A3	本+住 A5	本+住+氏 A7
----------	----------	----------	--------	----------	----------	-----------	----------	-----------	-----------	-------------	--------	----------	-----------	-----------	-------------

運転免許証更新申請書・更新時講習受講申請書

秋田県公安委員会 様	申請日	年 月 日
------------	-----	-------

※太線の枠内及び裏面を記載してください。

フリガナ			電話番号(自宅又は携帯)		
氏名			-	-	
暗証番号 (数字を記入)	①-			②-	

暗証番号は免許証の情報を保護するものです。必ず記入してください。

※免許証の記載内容に変更がある方は、以下に記入してください。

フリガナ			電話番号(自宅又は携帯)		
氏名			-	-	
本(国)籍			生年月日		
住所			明・大・昭・平		
			年 月 日		

※裏面の質問票も記載してください。

講習種別	優	一	違	初	高	特		有効年	年	
------	---	---	---	---	---	---	--	-----	---	--

「
免許証の写し
」

適性・交付年月日	<input type="checkbox"/> 新条件	<input type="checkbox"/> 眼鏡等 850	<input type="checkbox"/> 眼鏡等(大型等) 870	<input type="checkbox"/> 補聴器 400
	<input type="checkbox"/> 条件変更	<input type="checkbox"/> 眼鏡等(小特・原付を除く) 860	<input type="checkbox"/> 眼鏡の条件解除 000	
条 件				

呼び名		
氏名		
本籍		
住所		
交付	年 月 日	
免許の 条件等		
番 号	第	号
二小原	年 月 日	種 類
その他	年 月 日	
二種	年 月 日	

適性検査結果	区分	裸眼	矯正	眼鏡	視野	右	度	深視力	1回	mm	運動能力 適・否	検査者
	右眼	.	.			コンタクト レンズ	左		度	2回		
	左眼	.	.	計			度		3回	mm		
	両眼	.	.	聴力	適・否	平均	mm					

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- | | |
|---|----------|
| 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | □はい □いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | □はい □いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | □はい □いいえ |
| 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | □はい □いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | □はい □いいえ |

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名

(注意事項)

- 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 3 提出しない場合は手続きできません。

期間前更新の理由

期間	年 月 日頃 ～ 年 月 日頃までの間
理由	<input type="checkbox"/> 仕事・留学のため <input type="checkbox"/> 出産のため <input type="checkbox"/> 病気療養のため <input type="checkbox"/> その他 ()
氏名	

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- | | | |
|---|---|----------|
| 1 | 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | □はい □いいえ |
| 2 | 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | □はい □いいえ |
| 3 | 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | □はい □いいえ |
| 4 | 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | □はい □いいえ |
| 5 | 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | □はい □いいえ |

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名

(注意事項)

- 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 3 提出しない場合は手続きできません。

期間前更新の理由

期間	年 月 日頃 ~ 年 月 日頃までの間
理由	<input type="checkbox"/> 仕事・留学のため <input type="checkbox"/> 出産のため <input type="checkbox"/> 病気療養のため <input type="checkbox"/> その他 ()
氏名	

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- | | |
|---|----------|
| 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | □はい □いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | □はい □いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | □はい □いいえ |
| 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | □はい □いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | □はい □いいえ |

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名 _____

(注意事項)

- 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 3 提出しない場合は手続きできません。

期間前更新の理由

期間	年 月 日頃 ~	年 月 日頃までの間
理由	<input type="checkbox"/> 仕事・留学のため <input type="checkbox"/> 出産のため <input type="checkbox"/> 病気療養のため <input type="checkbox"/> その他 ()	
氏名 _____		

運転免許証亡失・滅失・盗難てん末書

秋田県公安委員会 様		年 月 日
再交付の理由については、記載の事実に間違いありません。 なお、私は、運転免許証を2通持つことが禁止されていることや、旧運転免許証を発見したときは速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。		
氏名 _____		
亡失等年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	
亡失等の場所		
亡失等の状況		
警察署への届出	年 月 日	警察署 (交番・駐在所)
過去3か月以内の違反等	違反名 ()	人身事故歴 回

担当者	階級	氏名
-----	----	----

運 転 免 許 セ ン タ ー 長 殿

警察署長

取扱者	
-----	--

適性検査実施結果報告書

申 請 者	住所													
	氏名													
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	(歳)				
	現 有 免 許	交付日・照会番号	年 月 日 -											
		免許証番号												
		免許の種類												
		免許の条件												
検 査 結 果	視力	裸眼	右眼	矯正	右眼	左眼	両眼	視野	右	左	計	深視力	1回	mm
			左眼		左眼							2回	mm	
		両眼		両眼								3回	mm	
												平均	mm	
検 査 者 意 見														
結 果														

様式16-1

運転免許証更新・更新時講習受講申請書（経由申請用）			
公安委員会 秋田県公安委員会		様 年 月 日	
フリガナ		電話番号（自宅又は携帯）	
氏名		() -	
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	
免許証の記載事項 の変更の有無	有 無	更新時講習 受講の有無	有 無
暗証番号 (数字を記入)	①- <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	②- <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
暗証番号は免許証の情報を保護するものです。必ず記入してください。			
※裏面の質問票を記載してください。			

【
免許証
の写し
】

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- | | |
|---|--|
| 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名

(注意事項)

- 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 提出しない場合は手続きできません。

<p>適性検査結果通知書・更新時講習済通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</p> <p>下記の者について、</p> <p><input type="checkbox"/> 道路交通法第101条の2の2第2項の規定による適性検査の実施結果</p> <p><input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けたこと</p> <p>を通知する。</p>		
フリガナ		電話番号（自宅又は携帯）
氏名		() -

【免許証の写し】

※適性検査実施結果				適 ・ 否						
区分	裸眼	矯正	眼鏡	右	度	深視力	1回	mm	運動能力	検査者
右眼	.	.		左	度		2回	mm		
左眼	.	.	コンタクト レンズ	計	度	3回	mm	秋田県警察本部交通部 運転免許センター		
両眼	.	.		聴力	適・否	平均	mm			

※更新時講習を受けない場合の連絡

<p><input type="checkbox"/> 高齢者講習・特定任意講習を受講済み（修了証添付）</p> <p><input type="checkbox"/> 更新申請先の公安委員会で受講</p>

警察本部交通部運転免許課長
 運転免許試験場長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 交 通 部
 運 転 免 許 セ ン タ ー 長
 (公印省略)

運転免許経由更新申請関係書類等送付書

みだしの関係書類等を次のとおり送付します。

記

区分	受付年月日	年 月 日
経由申請件数		
内訳	優良講習	
	高齢者講習	
	特定講習	

新免許証の 受領方法	1 申請公安委員会の指定場所での受領
	2 郵送による受領

この係 管理第一係
 警電 825-735-222

様

秋 田 県 公 安 委 員 会

適 性 検 査 実 施 通 知 書

あなたから申請のあった道路交通法第101条の2の2第5項に規定する適性検査は、次のとおり行いますので通知します。

記

1 適性検査実施年月日

年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分からおおむね10分間

2 適性検査場所

秋田市新屋南浜町12番1号

秋田県警察運転免許センター 1階適性検査室

3 その他

指定日時に適性検査を受けられない場合は、下記までご連絡ください。

連絡先 運転免許センター 管理第二係

電話 018-863-1111 内線735-233

運転免許取消申請書				年 月 日
秋田県公安委員会 様				
フリガナ		生年 月日	明治 大正 昭和 平成	
氏名			年 月 日	
取消しを申請する免許の種類				
受けたい他の免許の種類				
免許証の記載事項の変更の有無	有 無			
ア 申請理由を教えてください。（該当の番号を○で囲んでください。）				
1 運転の必要がないので 2 身体機能の低下を自覚して 3 家族等の勧め				
4 適性検査の結果を参考に 5 高齢者講習を参考に				
イ 1か月以内に交通違反や交通事故を起こしましたか？	はい いいえ			

_____（この線から下には記載しないこと。）_____

1	取消免許の復活はできない旨の説明	有 ・ 無	3	管理第一係への照会結果	可 ・ 否
2	違反行為等の聞き取り結果	可 ・ 否			

【
免
許
証
の
写
し
】

登 録 票	資料区分	39					39-58					94H		
	登録番号						登録年月日	4.平成						年 月 日
	新免許の種類	大型11	中型18	準中19	普通12	大特13	大自21	普自22	小特15	原付16	け引17	普二32	中二38	
新条件														

年 月 日

警察署長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 交 通 部
運 転 免 許 セ ン タ ー 長

運転経歴証明書送付書

みだしの関係書類を次のとおり送付します。
記

番号	氏名	生年月日	交付年月日	受領者記名

送付数 計 件

取扱
管理第二係
警電735-233

国外運転免許証交付申請書
Written Application for an International Driving Permit

秋田県公安委員会 様
 To: Akita Public Safety Commission

Date: 年 月 日

ローマ字		生年月日	明治 大正 昭和 平成
氏名 Name		Date of birth	年 月 日
国外運転免許証の申請区分 Kind of application of an international driving perm	A (自動二輪) B (普通) C (大型貨物) D (大型乗用) E (けん引)		
出生地 Place of birth			
記載事項変更の有無 Change of matters written in a license certificat		有 Yes	無 No

免許証の写し Copy of a license certificate	For official use only TEL:
---	-------------------------------

備考	1 旅行先 _____ 2 目的 _____ 3 期間 _____ 4 旅券番号 _____ 5 代理人申請の場合は、以下に記載してください。 代理人氏名 _____ 代理人住所 _____ 申請者との関係 _____
----	--

受付欄	
-----	--

受領確認欄	年 月 日
氏名	_____

国外運転免許証交付簿

交付番号	申請年月日	氏名	性別	運転できる自動車の種類	現有免許											発給日 交付日	返納・提出 返還日	返納等の理由		
					種別・免許番号・交付日等															
				A B C D E	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	けん 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	けん 引 二			
			男	A B C D E														-----		
			女	A B C D E														-----		
			男	A B C D E														-----		
			女	A B C D E														-----		
			男	A B C D E														-----		
			女	A B C D E														-----		
			男	A B C D E														-----		
			女	A B C D E														-----		

運転免許条件申請書			
秋田県公安委員会 様		年	月
フリガナ		生年 月日	明治 大正 昭和 平成
氏名			年 月 日
付与を受けようとする条件			
変更を受けようとする条件			
免許証の記載事項の変更の有無	有 無		

_____（この線から下には記載しないこと。）_____

限定解除審査の結果	
-----------	--

1 サポートカー以外の普通自動車を運転できなくなる旨の説明	<input type="checkbox"/>
2 条件を解除する場合は公安委員会による審査を受ける必要がある旨の説明	<input type="checkbox"/>
3 サポートカー対象車両の確認方法	<input type="checkbox"/>
4 説明資料の交付	<input type="checkbox"/>

【
免
許
証
の
写
し
】

登録票	資料区分	58				
	登録番号		登録年月日		年 月 日	
	条 件					

運転免許センター長 殿

警 察 署 長

取扱者

証 紙 送 付 書

みだしの証紙納付書を次のとおり送付します。

記

区分	受付月日						合計	
	/	/	/	/	/	/		
更新申請件数								
内 訳	優良講習							
	一般講習							
	違反講習							
	初回講習							
	高齢者講習							
	任意高齢者講習	特定任意高齢者(通常)講習						
		特定任意高齢者(簡易)講習						
特定任意講習								
運転経歴証明書申請件数								
再交付申請件数	運転免許証							
	運転経歴証明書							
申出免許交付申請件数								

資料区分	経歴証明	県内	住所	氏名	住+氏	県外	住所	住+氏
	36-B9	51	52	53		A1	A3	

運転経歴証明書交付申請書

秋田県公安委員会 様 申請日 年 月 日

フリガナ		生年 月日	明・大・昭・平
氏名			年 月 日
電話番号	—		—



※免許証の記載内容から変更がある方は、以下に記入してください。

フリガナ		生年 月日	明・大・昭・平
氏名			年 月 日
住所			
電話番号	—		—

受付場所	センター・署
登録年月日 (交付年月日)	
登録番号 (照会番号)	

※太線の枠内を記載してください。

<input type="checkbox"/> 運転免許証所持者
<input type="checkbox"/> 過去5年以内に免許証を返納した者で、経歴証明書の交付を受けていない者（下欄「免許情報」記載）

「 免許証の写し 」

免許証情報													
免許番号												申請取消 年月日	

呼び名												
氏名									年	月	日生	
住所												
交付	年	月	日									
条件等												
番号	第									号		
二小原	年	月	日	種								
その他	年	月	日	類								
二種	年	月	日									

県内	住所	氏名	住+氏	県外	住所	住+氏	生年月日
	51	52	53		A1	A3	50

運転経歴証明書記載事項変更届

秋田県公安委員会 様

届出日	年 月 日
生年月日	明治 大正 昭和 平成
	年 月 日

変更した事項	フリガナ	
	氏名	
	住所	秋田県
	電話番号	自宅又は携帯 — —

※太線の枠内を記載してください。

折り曲げないでください。

「 経歴証明書の写し 」

登録年月日		登録番号	
-------	--	------	--

受理	
受理番号	

呼び名			年 月 日生
氏名			
本籍			
住所			
交付	年 月 日		
免許の条件等			
番号	第	号	
二小原	年 月 日	種	
その他	年 月 日	類	
二種	年 月 日		

秋田県道路交通法施行細則様式第18号の4

資料 区分	再	県内	住所	氏名	住+氏	県外	住所	住+氏
	36-B9		5 1	5 2	5 3		A 1	A 3

運転経歴証明書再交付申請書

秋田県公安委員会 様

申請日 年 月 日



フリガナ							電話番号(自宅又は携帯)		
氏名							— —		
生年月日	明治 昭和	大正 平成	年	月	日	性別	男	女	
住所									

※太線の枠内及び裏面を記載してください。

折り曲げないでください。

申請の理由	<input type="checkbox"/> 旧経歴証明書からの切替		<input type="checkbox"/> 亡失・汚損等のため(裏面にも記載)						
経歴証明書番号	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []								
交付年月日	年	月	日	照会 番号	[] [] [] [] []	初回交付年月日	年	月	日

〔旧経歴証明書の写し(切替の場合)〕

本人確認 した書類等	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()					
受付場所	センター・	署	登録年月日 (新交付年月日)		登録番号 (新照会番号)	

呼び名											
氏名											
本籍											
住所											
交付	年	月	日								
免許の 条件等											
番号	第								号		
二小原	年	月	日	種	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
その他	年	月	日	類	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
三種	年	月	日		[]	[]	[]	[]	[]	[]	

運転経歴証明書亡失・滅失・盗難てん末書

秋田県公安委員会 様

年 月 日

※太線の枠内及び裏面を記載してください。折り曲げないでください。

住所	秋田県					
氏名			生年月日	明治 昭和	大正 平成	年 月 日
亡失・滅失 年月日時	年 月 日	午前・午後	時頃から			
	年 月 日	午前・午後	時頃までの間			
亡失・滅失の 場所（区間等）						
亡失・滅失 盗難の状況						
警察署への 届出	届出	有・無	届出 年月日	年 月 日	届出先	
過去3か月 以内の違反等	違反名（			）		人身事故歴 回
過去1年以内 の再交付回数	0回	1回	2回	3回	4回以上	
再交付の理由については、記載の事実間違いありません。 なお、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、旧運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。						
氏名 _____						
担当者	階級	氏名 _____				
再交付の運転経歴証明書を受領しました。						
年 月 日 午前・後 時 分						
氏名 _____						